



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

563	生活保護法による介護機関の指定	(社会福祉課).....	2
564	生活保護法による指定医療機関の再開	(").....	2
565	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	2
566	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	3
567	〃	(").....	3
568	〃	(").....	3
569	県営土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課).....	3
570	〃	(").....	4
571	特定農業用ため池の指定の解除	(").....	4
572	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	5
573	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	5
574	〃	(").....	6
575	〃	(").....	6
576	〃	(").....	6
577	〃	(").....	7
578	〃	(").....	7
579	〃	(").....	7
580	〃	(").....	8
581	〃	(").....	8
582	〃	(").....	8
583	〃	(").....	9
584	〃	(").....	9
585	〃	(").....	10
586	〃	(").....	10
587	〃	(").....	10
588	〃	(").....	11
589	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	11
590	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	11
591	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12

○ 選挙管理委員会告示

*63	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	12
-----	---	-------	----

○ 公告

入札公告	(警察本部).....	13
------	-------------	----

告 示

和歌山県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開設者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	和歌山県福祉事業団南紀医療福祉センター訪問看護	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	訪問看護・介護予防訪問介護	令和8.4.22

和歌山県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	名称	所在地	再開年月日
伊医新11-26	前田医院	伊都郡かつらぎ町笠田東727	令和8.1.5
有歯新9-26	大谷歯科	有田郡湯浅町湯浅1291-19	令和8.4.22

和歌山県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	開設者の名称	指定事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
岩訪新7-02	合同会社Nukumemoris	訪問看護ステーションリットビム	主たる事務所の所在地	岩出市中迫579-7	岩出市中島813-1グリーンプラザ中島Ⅱ2-C	令和5.6.1
			指定事業所の所在地	岩出市中迫579-7	岩出市中島813-1グリーンプラザ中島Ⅱ2-C	令和5.6.1
西訪新11-03	合同会社Podemos	たかの訪問看護センター	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町生馬321-74	西牟婁郡上富田町生馬321-90	令和7.6.16
			指定事業所の所在地	西牟婁郡上富田町生馬321-74	西牟婁郡上富田町生馬321-90	令和6.10.1

和歌山県告示第566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
ファーマシィ薬局アゼリア	和歌山市木ノ本103番地の3	森本千佳	令和 8. 5. 1

和歌山県告示第567号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
さくら薬局橋本高野口店	橋本市高野口町名古曾916-4	松本圭吾	令和 8. 5. 1
さくら薬局伊都笠田東店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	畑中寿章	令和 8. 5. 1
さくら薬局伊都九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾン プラクミン1F	齊藤浩己	令和 8. 5. 1

和歌山県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションタッチ ハート	岩出市根来1557番地	社会福祉法人きのかわ福祉会	令和 8. 6. 1

和歌山県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業下村池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）とし

て、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業下村池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年6月16日から同年7月6日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>) において公表する。

和歌山県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業多々良（中）池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業多々良（中）池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年6月16日から同年7月6日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>) において公表する。

和歌山県告示第571号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用

ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
横谷大池	紀の川市横谷字志田尾452	令和8年6月16日
山谷池	紀の川市桃山町野田原字光長1481-1	令和8年6月16日
蛭池	紀の川市貴志川町岸小野字細尾377	令和8年6月16日

和歌山県告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第573号

和歌山県田辺市本宮町平治川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年10月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町平治川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町平治川の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第574号

和歌山県田辺市稲成町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市稲成町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市稲成町の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第575号

和歌山県田辺市新庄町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年10月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市新庄町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市新庄町の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第576号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年10月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県田辺市秋津川の一部地区

5 認証年月日

令和8年6月5日

和歌山県告示第577号

和歌山県田辺市中辺路町野中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和6年1月31日から令和7年10月20日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市中辺路町野中の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市中辺路町野中の一部地区

5 認証年月日

令和8年6月5日

和歌山県告示第578号

和歌山県田辺市本宮町曲川・本宮町檜葉の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和6年4月1日から令和7年10月27日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市本宮町曲川・本宮町檜葉の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市本宮町曲川・本宮町檜葉の各一部地区

5 認証年月日

令和8年6月5日

和歌山県告示第579号

和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

- 2 調査を行った時期
令和6年1月31日から令和7年10月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第580号

和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年10月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村殿原の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第581号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和5年3月9日から令和7年11月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第582号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年11月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第583号

和歌山県和歌山市加太の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年11月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市加太の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市加太の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第584号

和歌山県田辺市平瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和7年11月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市平瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市平瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第585号

和歌山県海草郡紀美野町滝ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和6年1月31日から令和7年11月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町滝ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町滝ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第586号

和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和6年1月31日から令和7年11月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年6月5日

和歌山県告示第587号

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
令和6年1月31日から令和7年11月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区

5 認証年月日

令和8年6月5日

和歌山県告示第588号

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

令和5年2月24日から令和7年3月1日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区

5 認証年月日

令和8年6月5日

和歌山県告示第589号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年9月4日付け和歌山県告示第1074号、平成28年8月9日付け和歌山県告示第956号、平成29年8月22日付け和歌山県告示第1106号、平成29年11月28日付け和歌山県告示第1452号、令和元年8月20日付け和歌山県告示第377号及び令和元年11月12日付け和歌山県告示第674号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

常谷（北）（Ⅰ-188）、中野北（Ⅰ-215）、西川原（6）（Ⅰ-3305）、名手上（Ⅰ-3322）、大原（107）（Ⅰ-20037）、東三谷（101）（Ⅰ-20046）、江川中（102）（Ⅰ-20157）、小松原（Ⅱ-1515）、中鞆淵（17）（Ⅱ-1580）、加和（Ⅱ-1640）、最上（1）（Ⅱ-1642）、中畑（102）（Ⅱ-20184）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第590号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

常谷（北）（Ⅰ-188）、中野北（Ⅰ-215）、西川原（6）（Ⅰ-3305）、名手上（Ⅰ-3322）、大原（107）（Ⅰ-20037）、東三谷（101）（Ⅰ-20046）、小松原（Ⅱ-1515）、中鞆淵（17）（Ⅱ-1580）、加和（Ⅱ-1640）、最上（1）（Ⅱ-1642）、中畑（102）（Ⅱ-20184）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

江川中（102）（Ⅰ-20157）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第591号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3722	紀の川市西大井字西原229番の一部、里道、水路	和歌山市南材木丁二丁目10 株式会社フジシマ産業 代表取締役 藤林範員	令和 8.6.2	6.00	29.11

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年6月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

表中

日高郡日高町比井963番地の1

日高町立比井崎体育館

を

日高郡日高町比井963番地の1
日高郡日高町比井729番地日高町立比井崎体育館
比井崎集会所

に

改める。

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年6月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和8年度 調達案件番号20260000680号

(2) 調達物品の名称及び数量

自動音声応答装置及び通話録音装置等 一式

(3) 調達物品の仕様等

自動音声応答装置及び通話録音装置等仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県告示第262号に規定する令和8年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに掲載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和8年6月16日（火）から同年7月29日（水）午後5時までの間。ただし、（1）の場所での備付けは、同年6月16日（火）から同年7月29日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条

例第39号) 第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年6月16日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付
ただし、仕様書については、3の(1)の場所での交付のみ

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年6月16日（火）から同月26日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月16日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に警務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

6 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和8年7月30日（木）午前9時から同月31日（金）午後1時30分まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

ウ 開札日時

令和8年7月31日（金）午後1時30分

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和8年7月30日（木）午後5時までに会計課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、共通入札公告、個別入札公告及び入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行うくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Automatic system introduction for sound and call recording devices : 1 set

- (2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Friday 31 July 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Thursday 30 July 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp